

茨城県ツキノワグマ管理計画(2025~2029)の概要

1. 策定の背景

※第二種特定鳥獣管理計画であるが、捕獲中心ではなく、普及啓発など保護と両立した取組の推進のために策定

- 環境省では、生活圏への出没・人的被害の多発等の状況を踏まえ、クマ類を指定管理鳥獣に指定(2024年)
- 指定管理鳥獣対策事業交付金にクマ類を追加し、捕獲以外の取組にも対象を拡充
- 緊急銃猟制度の新設、クマ被害対策パッケージの決定(2025年)

本県の現状

- 近年、県北地域を中心に未確認情報を含め目撃情報が急増。
- 2025年4月及び6月に大子町において出没が確認。



出没に備えた普及啓発や注意喚起、警戒監視体制整備等に取り組んでいく必要

2. 基本方針・目標

- 恒常的な生息域でない状況を維持し、人的被害の発生を防止

<基本的な考え方>

5つの柱により、目標達成を図る

- ①生息状況のモニタリング ②普及啓発等 ③人材育成・活用 ④警戒監視体制の整備 ⑤出没への対処

3. 具体的な取組内容

モニタリングや普及啓発、体制整備、出没への対処等

①生息状況のモニタリングの実施／出没情報の把握

- ・生息環境調査等の実施、結果の普及啓発等への活用
- ・関係機関や隣接県と連携した目撃情報収集

④警戒監視体制の整備

- ・出没に備えたマニュアルや資機材の整備
- ・関係機関における連絡網の整備(県、市町村、狩猟関係・森林関係、警察・消防)
- ・出没を想定した体制整備/訓練の実施

②普及啓発等

- ・クマが出没する可能性のある山林に入る場合の注意喚起
- ・クマの生態や行動等の知識の普及啓発

⑤出没への対処

- クマの目撃・痕跡が見られた場合の対応等
- ・県、市町村、関係機関の連携による注意喚起/迅速・的確な情報共有・提供
- ・農作物やゴミの適切な管理などの誘引防止対策の実施
- ・目撃・痕跡発見箇所における見回りや追払いによるクマの出没防止
- ・緊急を要する場合等における人的被害防止のための捕獲(緊急銃猟対応を含む)
- ・イノシシやニホンジカの捕獲におけるクマの錯誤捕獲の防止に向けた指導

③人材の確保・育成・活用

- ・県・市町村等のクマ対策担当職員の研修や専門的職員の養成
- ・捕獲やモニタリングの担い手となる捕獲従事者等の確保・育成・支援の強化

<具体的な取組を支える基盤>

- ①各機関の連携 ②広域での連携促進 ③PDCAサイクルを活用した取組の促進